

令和5年第4回（定例会）  
笠置町議会 会議録（第1号）

招集年月日	令和5年12月14日 木曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和5年12月14日 9時30分			議長	西 昭 夫	
	散 会	令和5年12月14日 13時20分			議長	西 昭 夫	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 6名 欠席 1名 欠員 1名
	1	向出 健	○	5	坂本英人	○	
	2	松本俊清	○	6	田中良三	×	
	3	大倉 博	○	7	由本好史	○	
	4	欠 員		8	西 昭夫	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 9名 欠席 1名
	町 長	中 淳志	○	税 住 民 長 課 長	石原千明	○	
	参事兼総務 財政課長 事務取扱	前田早知子	○	保健福祉 課 長	岩崎久敏	○	
	総務財政課 担当課長	森本貴代	○	商工観光 課 長	石川久仁洋	○	
	会計管理者	増田紀子	×	建設産業 課 長	福島 学	○	
職務のため 出席した者 の職氏名	企画調整 課 長	草水英行	○	人権啓発 課 長	吉田和秀	○	
	議会事務局 長	穂森美枝	○	議会事務局 主 査	井上卓弥	○	
会 議 録 署名議員	7 番	由 本 好 史		1 番	向 出 健		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

# 令和5年第4回笠置町議会会議録

令和5年12月14日～令和5年12月22日 会期9日間

議 事 日 程 (第1号)

令和5年12月14日 午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第46号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例一部改正の件
- 第5 議案第47号 笠置町職員ゝの給与に関する条例一部改正の件
- 第6 議案第48号 笠置町会計年度任用職員ゝの給与及び費用弁償に関する条例一部改正の件
- 第7 議案第49号 笠置町簡易水道事業ゝの設置等に関する条例制定の件
- 第8 議案第50号 笠置町簡易水道事業ゝの剰余金ゝの処分等に関する条例制定の件
- 第9 議案第51号 笠置町国民健康保険税条例一部改正の件
- 第10 議案第52号 令和5年度笠置町一般会計補正予算(第3号)の件
- 第11 議案第53号 令和5年度笠置町簡易水道特別会計補正予算(第2号)の件
- 第12 議案第54号 令和5年度笠置町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件
- 第13 議案第55号 令和5年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件
- 第14 請願第1号 建設アスベスト被害者ゝの救済とアスベスト対策ゝの拡充を求めゝる意見書ゝの提出を求めゝる請願書ゝの件

開 会 午前9時30分

議長（西 昭夫君） 皆さん、おはようございます。

12月も半ばを迎え、いよいよ今年も残すところあと少しとなりました。寒さも厳しくなりますので、しっかりと体調管理をしていただきますようお願いいたします。

本日、ここに令和5年12月第4回笠置町議会定例会が招集されましたところ、御出席いただきまして御苦労さまです。

本定例会に提案されます各議案につきまして、慎重に御審議をいただきますとともに、町長をはじめ職員におかれましては、適正かつ明確な答弁をするよう御留意いただき、議会運営がスムーズに進みますよう、皆様の御協力をお願い申し上げます。

---

議長（西 昭夫君） ただいまから令和5年12月第4回笠置町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

田中良三議員及び増田会計管理者から欠席届が提出されておりますので、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

---

議長（西 昭夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、由本好史議員及び1番、向出健議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合は、次の議席の議員をお願いをいたします。

---

議長（西 昭夫君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月22日までの9日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。会期は本日から12月22日までの9日間に決定しました。

---

議長（西 昭夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会報告を行います。

10月17日、水害から国民の生命、財産を守り、安全で快適な生活環境の確保を図るた

めに、各府県の総意を結集して治水事業の推進を図るため、近畿治水大会が和歌山県和歌山市のホテルグランヴィア和歌山で開催され、向出総合常任委員長と共に出席をいたしました。

10月23日、役場議員控室にて行政担当職員と共に水道事業会計に関する研修会を実施しました。令和6年度より地方公営企業法の一部適用化が実施されるに当たり、事前に予算書などの見方を学習しました。

10月31日には、国道163号整備促進協議会及び主要地方道宇治・木屋線改良推進協議会共催で、京都府知事及び京都府議会議長に面談し、道路の整備等の要望をしてまいりました。

11月18日、笠置小学校創立150周年記念式典に議員の皆様方と出席をいたしました。

11月28日、京都市内におきまして、内外情勢調査会京都支部懇談会が開催され出席いたしました。京都府知事による講演を拝聴いたしました。

11月29日、東京都のNHKホールにおきまして、第67回町村議会議長全国大会が開催され、出席しました。我々町村議会議員が一貫して築き上げてきた地方自治の精神と原則に立ち、住民自治に基づく個性と活力に満ちた町村の実現を期するため、全国の町村議会の総意を結集いたしました。

また、同日には京都府選出の国会議員と、京都府町村議会議長との意見交換を通じ、相互の理解、認識を深めるとともに、今後の町村自治のさらなる振興に資することを目的に、国政懇談会が開催されました。

これらに伴いまして、議会会議規則第129条の規定により議員派遣を行いました。

以上、議会報告といたします。

議会運営上、今定例会におきまして不穏当な発言があった場合は、後日、会議録を調査して善処いたします。

また、質疑につきましては、全ての議案につき、質疑通告をされた議員を先に指名いたします。

質疑通告者は、まずは通告内容に従い質疑をしてください。通告以外の質疑につきましては、後ほど行っていただきます。

質疑につきましては、全ての議案に対し、同一議員につき、同一の議題について3回までですので申し添えます。

次に、町長から行政報告の申出がありました。これを許します。町長。

町長（中 淳志君） 本日、ここに令和5年第4回笠置町議会定例会を招集いたしましたところ

ろ、議員各位には御多用の中、御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

今年の秋は随分短く、笠置山の紅葉も色づきが遅かったと感じましたが、昨今は日中の寒暖差も大きく、体調に御留意いただきますようお願いいたします。

それでは、町政の状況について御報告させていただきます。

まず最初、11月30日に、相楽東部3町村において、災害時等における相互支援に関する協定を締結いたしましたことを御報告いたします。従前から災害時には協力関係を築いておりましたが、明文化することで、災害時だけでなく、感染症等の場面でも、その協定の効果が最大限に発揮できる内容となっており、相楽東部3町村のさらなる連携強化に努めていく所存でございます。

続いて、新型コロナウイルス感染症に関する事項について報告させていただきます。

5月に感染法上の分類が季節性インフルエンザと同等の5類に移行されてから、7か月が経過いたしました。11月19日には集団でのワクチン接種を実施し、今後は個別接種となる予定でございます。インフルエンザとの同時流行も懸念されておりますので、うがいや手洗いなどの対策をお願いしたいと思います。

次に、11月18日に笠置小学校の創立150周年式典が開催されました。当日、私は体調を崩しており出席できませんでしたが、記念式典に先立って実施されたふるさとフェスタでは、いこいの館の再開について発表されたということをお聞きし、子供たちからも期待されていることを実感いたしました。本定例会の会期中に、授業の一環として、児童の皆さんから発表していただけるということですので、楽しみにいたしております。

最後に、9月議会でも報告させていただきましたが、来年1月28日に、2024・食の祭典「KASAGI鍋フェスタ」を実施いたします。名称も確定し、準備を進めているところです。町民の皆さんに笑顔になっていただくイベントを目指しておりますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

今回、本定例会に御提案申し上げます案件は、補正予算4件を含む10件でございます。また、物価高騰等対応重点支援事業として補正予算1件を追加提案させていただく予定でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。以上です。

議長（西 昭夫君） これで諸般の報告を終わります。

---

議長（西 昭夫君） 日程第4、議案第46号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に

関する条例一部改正の件、日程第5、議案第47号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件、日程第6、議案第48号、笠置町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例一部改正の件の3件を一括議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

議案第46号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例一部改正の件、議案第47号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件、議案第48号、笠置町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例一部改正の件の3件について一括して提案理由を申し上げます。

令和5年8月に発出された人事院勧告に伴い、11月に特別職の給与法及び一般職の給与法が改正されました。これにより、特別職の期末手当の支給月数の改定、一般職については、給料表の改定と期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定、会計年度任用職員については、給料表改定に伴う遡及適用と勤勉手当の支給について改定を行うものでございます。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。参事兼総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第46号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例一部改正の件、議案第47号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件、議案第48号、笠置町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例一部改正の件について説明させていただきます。

まず、議案第46号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例一部改正の件でございます。

こちら令和5年11月に国の特別職の給与法が改正され、当町の特別職につきましても、期末手当の支給月数の改定を行うものでございます。

それでは、新旧対照表で説明させていただきますので、2ページをお願いいたします。

第1条でございます。

第1条、現行、特別職の期末手当につきましても、6月、12月ともに100分の165月を支給させていただいておりますが、令和5年度につきましても、6月は100分の165、12月は100分の175と100分の10月分の月数の増加となります。これの施行日は、令和5年4月1日となり、令和5年の期末手当につきましても、この支給月数

での計算となります。

続きまして、3ページ、第2条でございます。

先ほど令和5年度で改正いたしました支給月数、合計で100分の340となるものでございますが、令和6年度におきましては、その期末手当を6月、12月ともに100分の170とするものでございます。こちらにつきましては、令和6年4月1日の施行となるものでございます。

続きまして、議案第47号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件でございます。

令和5年8月に発出されました人事院勧告に伴いまして、令和5年11月に一般職の給与法が改正されましたので、当町の職員の給与条例につきましても改正するものでございます。

こちらにつきましても、先ほど同様、第1条と第2条から成っているものでございます。

新旧対照表のほうで説明させていただきますので、6ページのほうをお願いいたします。

まず、第1条の期末手当におきましては、現行、6月と12月、それぞれ100分の120としておりましたものを6月は100分の120、12月は100分の125とするものでございます。

また、第6項におきましては、再任用短時間勤務職員に関する規定の適用でございまして、100分の67.5としておりましたものを6月では100分の67.5、12月では100分の70と改正するものでございます。

続きまして、勤勉手当でございます。ページめくっていただきまして、7ページをお願いいたします。

6月、12月それぞれ100分の100としておりました勤勉手当につきましては、6月は100分の100、12月は100分の105として支給するものでございます。

第2号におきましては、再任用職員の規定としているもので、6月は100分の47.5、12月は100分の50とするものとなります。

別表第2につきましては、給料表でございますが、3ページ以降に給料表を添付しておりますので、こちらでの給料表は省略させていただきました。

第1条につきましては、令和5年4月1日からの施行となるものでございます。

続きまして、8ページ、第2条でございます。

第2条におきましては、令和5年度で改正いたしました期末手当、勤勉手当につきまして、支給月数をそれぞれ6月、12月、同じ月数とするもので、令和6年度におきましては100分の122.5を期末手当、再任用職員にあつては100分の67.5とするもので

ございます。

ページめくっていただきまして、9ページでは勤勉手当の規定をしております。

6月、12月ともに100分の102.5を勤勉手当として支給し、再任用職員にあっては100分の48.75を支給するものとしております。こちらの施行は、令和6年4月1日からとなるものでございます。

続きまして、議案第48号でございます。笠置町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例一部改正となります。

こちらも人事院勧告に伴いまして一般職の給与法が改正されましたので、会計年度任用職員にも適用するというところでございます。ただ、期末手当、勤勉手当につきましては、職員に準ずるという規定としております。

また、会計年度任用職員、今回、一般職の職員の給料表の改定に伴いまして、会計年度任用職員についても遡及適用をするということとなりましたので、併せてその規定を入れているものでございます。

こちらも新旧対照表で説明させていただきます。4ページをお願いいたします。

第1条で給与改定の実施時期等の取扱い、第30条を新たに設定しておるものでございます。一般職の給与条例の給料表の適用を受ける職員と同様に遡及適用を受けるというものを1項で規定し、第2条におきましては、その適用の特例ということを規定しております。

3か月以内の任期の会計年度職員にあっては、適用しない。また、パートタイム会計年度任用職員にあっては、1週間当たりの勤務時間が著しく短いもの、これは規則によりまして、1週間の勤務時間が15時間30分未満と規定しておりますので、そのものに対しては対象としないということの規定となります。

続きまして、第2条となります。

第2条は、令和6年4月1日からの施行となる条文でございます。現行の会計年度任用職員につきましては、勤勉手当の支給はなく、期末手当だけとなっております。令和6年度からは勤勉手当も支給するというので、第3条で勤勉手当を新たに加えたものでございます。

また、フルタイムの会計年度任用職員の勤勉手当につきましては、第14条の2におきまして、フルタイムに準用するというふうに規定しております。

第22条では、先ほど給与改定でもございましたが、1週間の勤務時間が著しく短い者、こちら先ほどと同様、1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満でございますが、この



者につきましては、勤勉手当につきましても対象としないということの規定となっております。

7ページの第22条の2におきまして、こちら平均額、期末手当と同様の計算式となるというふうになっております。こちら令和6年4月1日から適用するものとなります。

それぞれ3件の条例につきましても説明は以上となります。

なお、議会議員の期末手当につきましては、特別職の職員の給与条例に準ずるということですので、同様に令和5年、また令和6年度につきまして支給月数の改定が準じて行われるということを添えさせていただきます。以上です。

議長（西 昭夫君） これから議案の順に質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第46号についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この際、申し上げます。全ての議案に対して、起立しない者は反対とみなします。

また、賛成者については、議長が結果を発言するまで着席しないでください。

議案第46号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第46号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号の質疑を行います。議案第47号についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

京都府は、府の人事院勧告に基づき、職員給与とボーナスを引き上げるということで、月給を1.13%、ボーナスの支給月数を0.1月分増の4.5か月分を改定するということ

で、月給は今年4月以降、ボーナスは6月と12月支給分と遡って反映されるということで報道されておりますが、これと比較してどういう状況なのか教えてください。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。由本議員の御質問、答えさせていただきます。

京都府さんの勧告によりますと、先ほど由本議員おっしゃったように、国の規定よりは、国が出た人事院の勧告とまた違った形で出ております。当町は、今までも国準拠ということで人事院勧告のほうでさせていただいておりましたので、今回の改正とさせていただいております。

御指摘いただきました給料表の改定の率ですけれども、すみません、詳細な率、まだ出ておりません。本来でしたらお示しさせていただくべきものでした。至急、また給料表の改定率等は調査させていただきまして、後日返答させていただきたいと思っております。

期末手当、勤勉手当の支給につきましては、11月に臨時議会等されて先に遡及されている場合もございますので、6月から遡ってというところもあるようでございますが、先ほど言いましたように、笠置町につきましては国準拠で来ておりますので、京都府さんとは少し違った形となっております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

それでは、笠置町のラスパイレスというのはどのような状況になっているのか。また、郡内とか、そのあたりで参考になるような数字をお持ちでしたら教えてください。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

笠置町のラスパイレス指数でございますけれども、令和4年4月1日現在で90.3と記憶しておるんですけれども、すみません、曖昧なことになりますので、確実な数字をまたお知らせさせていただきますが、全体として京都府下でも下から何番目という位置にあります。以前に比べましてラスパイレス指数は上昇はしておりますけれども、令和5年4月1日のラスパイレス指数というのがまだ出ておりません。今現在、これから全国的に調査が行われて、回答してから確定ということになりますので、うちのほうでまだしてはおりませんが、昨年、前回に比べまして給料表の改定等ございましたので、増加はしているものと思われまして、多分91、92ぐらいのところになるのではないかと思いますけれども、今まで前歴換算等見

ていなかったり、それから昇格時の対応表というものも導入しておりませんでした。それを導入するようになって、少しずつラスパイレス指数は上がっております。今年度、そういう整備も順調に来ておりますので、12月の下旬ぐらいには調査結果出るかと思っておりますので、出た時点でまたお知らせさせていただきたいと思っております。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

各自治体の給与の格差があつては、職員募集とかしたとき応募がなかったり、また優秀な人材が確保できないというようなことになってくるかと思っておりますので、笠置町では若い職員も辞めていったりというような状況が続いていますので、やはりそのあたりですね、せめて郡内のレベルに達するように給与改定を行う必要があると思っておりますので、またよろしく願いしたいと思っております。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員おっしゃっていただきましたように、他の自治体、特に近隣の自治体との格差があつてはならないということで、少しずつでも改正なり是正はしているところでございますが、おっしゃいましたように職員募集につきましても、影響が全くないと言えるものではございませんので、少しずつではございますけれども、改正に向けて、是正に向けて取り組んでいきたいと思っております。以上です。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第47号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第47号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号の質疑を行います。議案第48号についての質疑通告はありませんの

で、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号、笠置町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第48号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(西 昭夫君) 起立全員です。したがって、議案第48号、笠置町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長(西 昭夫君) 日程第7、議案第49号、笠置町簡易水道事業の設置等に関する条例制定の件、日程第8、議案第50号、笠置町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例制定の件の2件を一括議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長(中 淳志君) 議案第49号、笠置町簡易水道事業の設置等に関する条例制定の件及び議案第50号、笠置町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例制定の件については、関連いたしますので、一括して提案理由を申し上げます。

令和6年度より地方公営企業法一部適用化、財務の適用でございますが、これを実施するに当たり、地方公営企業法適用について根幹となる事項を定めた条例を制定するものです。

御審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長(西 昭夫君) 議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長(福島 学君) 失礼いたします。

議案第49号、笠置町簡易水道事業の設置等に関する条例制定の件及び議案第50号、笠置町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例制定の件については、関連いたしますので、一括して御説明させていただきます。

まず、議案第49号、笠置町簡易水道事業の設置等に関する条例制定についてですが、こ

れまで人口3万人未満の市町村については、地方公営企業会計への移行は任意でありましたが、国からの要請により、令和6年4月以降は、人口規模にかかわらず全ての市町村で移行を要請されたことに伴い、企業会計への移行に際し、本条例を制定するものでございます。

まず、第1条におきましては、町民の皆様への生活用水等を供給する簡易水道事業の設置を記載しております。

第2条につきましては、地方公営企業法の財務規定等の運用について、令和6年4月1日から地方公営企業会計を適用する旨、規定しております。

第3条では、経営の基本として、笠置簡易水道及び飲料水供給施設の給水区域、給水人口、給水量について記載しております。笠置簡易水道の給水量について、一部、旧条例に誤りがありましたが、本条例において正しい給水量を掲げさせていただいております。大変申し訳ございません。

第4条では、重要な資産の取得及び処分について規定しております。

第5条で議会の同意を要する賠償責任の免除について、賠償額が10万円以上である場合に議会の同意を得なければならない旨を規定しております。

第6条で会計事務の処理について、公金の収納や支払い、公金の保管に関する事務について、会計管理者に行わせる旨、規定。

第7条では、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等について、寄附の目的物の価値が500万円以上のものにおいて、議会の同意が必要とする旨、規定しております。

第8条で業務状況説明書類の作成といたしまして、事業の概況や処理の状況について、4月を初めとし、半年区切りの年2回作成しなければならない旨を規定しております。

附則の2といたしまして、本条例の制定により、記載してあります笠置町簡易水道特別会計条例、簡易水道等設置条例、簡易水道財政調整基金条例並びに減債基金条例の廃止をうたわせていただいております。

また、附則の3では、笠置町監査委員条例の一部改正といたしまして、地方公営企業法関係の法令条項番号等を追記させていただいております。

続きまして、議案第50号、笠置町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例制定の件について御説明させていただきます。

こちらの条例につきましても、令和6年4月1日からの地方公営企業会計への移行に伴い制定するものです。

第1条で地方公営企業法の規定に基づいて、飲料水供給施設を含んだ笠置町簡易水道事業

における剰余金の処分に関して必要な事項を定める旨の趣旨を規定しております。

第2条において利益の処分の方法及び積立金の取崩しとしまして、利益があった場合においては、企業債の償還に充てる目的での減債積立金、建設改良工事に充てる目的の建設改良積立金、欠損金を埋める目的での利益積立金として積み立てる旨、規定しております。

第4項では、議会の同意を得た場合においては、目的以外の使途に使用する旨掲げております。

第3条で資本剰余金の積立て及び処分に関する事項について規定しております。

こちらの条例につきましても、令和6年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） これから議案の順に質疑、討論、採決を行います。

議案第49号の質疑を行います。

まずは、向出議員の発言を許します。通告に従い一括で質疑をしてください。1番、向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

通告に基づきまして質疑をさせていただきます。3点お伺いをいたします。

水道事業の目的である低廉で豊富な水の供給に対して、今回の公営企業化は、独立採算を原則として水道事業の目的に逆行するのではないかと考えられます。当町の見解はいかがでしょうか。

2点目に、公営企業化を進めれば、独立採算が強調され、水道料金引上げに進むことが懸念をされます。基準外繰入れを増やし、水道料金の引上げを抑制することや、国などに対して水道事業の支援策を求めるなどの対応が自治体の役割ではないかと思いますが、当町はどのようなお考えでしょうか。少なくとも基準外繰入れを減らすということは避ける考えはありでしょうか、お伺いをいたします。

3点目に、公営企業化は独立採算だけでなく、公共の福祉の増進こそ主眼に置くものではないかと考えますが、この点はいかがお考えでしょうか。

以上、3点お伺いします。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） 失礼いたします。ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目、水道事業の運営につきましては、基本、独立採算を原則に、使用者の皆様

の御理解、御協力を下に運営していかなければなりません。公営企業会計への移行につきましては、安定した経営を持続するため、事業経営の効率化とサービスの向上を図るとともに、本来の目的である公共の福祉の増進を目指して運営することが期待されており、水道事業の目的に逆行するものではございません。

2点目、先ほどもお答えさせていただきましたが、水道事業の運営につきましては、独立採算を基本に運営しなければなりません。地方公営企業化により会計方式の変更により、現在の官庁会計、現金の出し入れのみの記録ではなく、多くの民間企業さんが採用されている複式簿記、いわゆる取引の原因と結果を同時に記録するものにより、負債や資産の増減を管理し、収益と費用を記録するものになります。それにより各年の経費が明確化され、経営状況が理解しやすくなり、適用によるメリットにおいては、近隣団体や類似団体との比較が容易になり、固定資産情報の把握など経営意識の向上が見込まれております。

基準外繰入れにおきましては、これまででき得る限り一般会計からの繰り出しを減らすべく、施設の維持管理など職員で対応できるものにつきましては、できる限り外部委託を減らすなど努力を続けてきているところでございます。

国や京都府への財政支援に対する要望につきましては、各協議会を通して継続してお願いはさせていただいておりますし、また、令和6年度からは、地方公営企業法の適用が国庫補助や地方財政措置の要件ともなっております。

3点目、議員おっしゃられるように地方公営企業法の適用の大きな目的については、公共の福祉の増進を目指して運営されることが期待されております。当町におきましても、住民の皆様へ安心・安全な水の供給こそが最も重要な事項として捉えておりますので、地方公営企業法の適用により、公共の福祉に主眼を置き、経営努力を重ねてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 1番、向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

独立採算が主じゃないと言いますけれども、お話の中では独立採算でやっていけないといけませんということが強調されております。

公営企業法、また国が毎年通知を出しています地方公営企業の繰入基準というのがありますけれども、その中身を見ても、主に貸付けとか投資については一般会計から繰入れをしていいとか、また災害に関わっては繰り出しをしていいとかというふうになっております。通知の中身を見ても、自然条件等で建設費が高くなる場合、それで水道料金が高

くなる場合については出していいという規定はありますが、そのほかは、消火栓の整備であったりとか、施設を統合する場合とか、そういうふうに制限がされております。

特に生活状況ですね、特に低所得者の減免制度もない中で、年金も少ない方もおられます。そういう中で料金の設定というの、公共の福祉の一つの課題なのではないかというふうに考えております。独立採算ばかり言うのではなくて、そうした視点、生活を圧迫しないような水道料金の設定ということも、非常に主眼に置いて考えていかないといけないのではないかと。

安心な水だけじゃなくて、水道法においては、低廉なという表記もあります。その点も考慮して、独立採算ばかり強調するのではなくて、そうした視点に立って行政運営、今後の水道事業を運営するということが必要と考えますけれども、その点について答弁を求めたいと思います。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

基本は独立採算ということになってはおりますが、当町におきましては約4割半ぐらい、一般会計から繰り出しをお願いしておるところでございます。なかなか小さな事業体でございますので、単独ではなかなか難しいとは思っております。

ただ、やはり各施設、浄水場の施設につきましては、大変老朽化も進んでおりますし、そこらを考えますと、料金改定というのは今後やむを得ないものと考えております。

ただ、やはり住民の皆様の御理解、御了承をいただきながら、きちんと説明した中で進めていきたいと思っております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

僕は、これあまり過疎自治体には適さないやり方、仕組みやなと思って、この間も勉強会を受けさせていただきましたが、今、課長おっしゃられたように、水道料金の値上げもやむを得ないという考え方というのは、この会計方式を取り入れたら安易には考えられるなど、もうそうせざるを得ないなというような状況なんやろうなというのはよくよく分かります。

過疎地域で浄水場が黒字化するというのは、かなり不可能に近いなと私自身は考えますが、一体幾ら今の人口で値上げをすれば、そういった方向に向かえるのか。何か水道課としてのお考えというものはおありなのでしょう。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。



建設産業課長（福島 学君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

大変申し訳ございません。地方公営企業会計に移行することによって、料金改定をするというイコールではないと考えております。この地方公営企業会計によって、あらゆる状況が見える化されて、今、どういう状況かと分かることが、この地方公営企業化への移行ということだと認識しております。

水道料金の改定につきましては、従来からいろいろな御意見も頂戴しておりまして、なかなか幾ら上げたらいけるんやという話ではないとは思っております。やはり事業規模が大変小さいものですので、水道料金だけでは賄えないというのは原課としても思っております。

ただ、やはり施設の老朽というのは大変著しいものでございますし、やはり将来世代に負の負担を持っていくというのも、そこは大変厳しいものかなとも考えておりますので、今現状、幾ら上げたらいけるのかというのは、そこまで持っておりませんが、きちんとやはり使用者の皆様にご理解をきちっと説明した中で考えていかなければならないことだと思っております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

心配するのは、この複式簿記の勉強をさせていただいたときに端的に思ったのが、黒字化、見える化を進めるというイコール公共事業としての在り方というものを問われるときに、じゃ、ここまで財政が逼迫している、それを健全にするには、もう値上げしかないということが一つ安易には考えられると思うんですね、誰でも。

だから、僕としては、端的に住民負担をするだけではなくて、じゃ、行政が取り組めることは、ランニングコストのカットというのはどこの企業でもやるので、もっともっと活発的な事業を水道事業ですべきじゃないのかということを感じるわけです。

端的に言えば、今、うちの町って水道事業やったら水道事業だけを考えるんですが、笠置の水道って僕はおいしいと思っているんですよ。以前いろいろ聞いた中では、モンドコレクションに日本水道水百選みたいなものがあるんですよ。いろんな事業者が自分の水道水を売りに出していると。そういう事業をやられている自治体もたくさんある。うちの町の水道って、そのモンドコレクションに適用できるぐらいのレベルはあるんです。能力はあるんです。

例えば水道事業と観光が結びつけば何ができるか。今たくさんのキャンパーさんが来ておりますね。このキャンパーさんが、例えばこの社会実験が終わったキャンプ場で自由化ができるとする。そうすれば、この値段設定を町が決められると。例えば500円上げようとい

うときに、受付でペットボトルを2本、2リッター渡すと。ほんなら水道売れますよね。水道水売れるよねと。しかも、大きなお金の動きは外の人が払ってくれるわけですよ。住民さんに負担してもらおう分と、町の外の人が応援してくれる分、こういうことを考えていかないと、過疎自治体って成り立たへんなと思っているんですよ。

自前の人口は著しく減っていく。せやけど、事業は進めていかなあかん。そういうことをする中で、じゃ、どうやったら外貨が獲得できるのか。水道事業が世間に対してトロフィーを得られるのか。そういうことを考えていかないと、人口減少都市というのは本当になくなっちゃうと。そういうことを思うんですよ。

ですから、一番先に値段をどうのこうの考えるのではなくて、自分たちの事業が何を生み出し、笠置の豊かさを大きくできるのか、そういうことを考えていただきたいんですけども、いかようにお考えでしょうか。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

なかなか経営努力はもちろんのことさせてはいただいております。経費削減ということで、3町村で共同発注なりすることによって国の補助金がもらえたりとか、そういったことを進んで努力はさせていただいております。

あと坂本議員言われるようにプラスになるような考え方というのは、今まだ職員の中で持ててないのが現状かなと思っております。過去には、笠置の水がおいしいということでペットボトルを売り出してはどうかという課内での話もあったかということは聞いておりますが、なかなか採算が合わないというようなこともありましたので、何ができるかというのを1回、課の中で、プラスに、財源確保できるような事業は何かできないかということを少し課内で調整したいと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

どうしても小さい自治体、事業体で、小さい枠組みでなりわいすると大変だと思うんですよ。

今、水道事業も民営化をうるさく聞こえてくるところもあります。この行く末が民営化になっちゃうんじゃないのかとか、もっと広域で水道事業をやっつけようというのが、もっと早く進むのか。

ただ、その側面で、水道事業というのは、その区、その区の住民さんが勝ち取ったもんや

というふうな認識でおられるのも事実やと思うんですよね。その辺のバランスと、おいしい水の提供ができていう、これなかなかの価値やと思うんですよ。だから、そのおいしい水と民間の企業と事業を組んでやればリスクが下がるとか、いろいろ考え方はできると思うし、行動はできると思うんですよ。

僕、以前、自分のユーチューブチャンネルで、この笠置の飲み水の飲み比べやったんですよ。今、議長も一緒にやったんですけどね、味変わるんですよ、分かるんですよ。市販のもの、笠置の2つの地域のもの、近隣の市の水と飲み比べたんですけども、笠置の中でも僕がおいしいと思うのは、有市の浄水場の水なんですね。それ僕が当てれるんですよ、当てたんですよ。それぐらい味の違いが分かるんですよ。

そういうトロフィーをどうやって生かすのかというのが、この町の可能性やと思うので、熊本県の水俣市のまちづくり会社は、熊本の歓楽街の飲食店の炭酸水、これは熊本の水でつくっておられます。そうやって水道事業を回しておられます。実際にはあるんです。

基本的に公共事業、世の中の全てのことはやるかやらないかの選択で、やるを選択したときに、どうやって成功させるか、そこにどうやって情熱を注げるか、継続できるか。この在り方が町の在り方や僕は思っています。ですんで、消極的にならずに、できる可能性を最大限引き出せる公共事業であっていただきたいなと思います。

議長（西 昭夫君） 答弁。

5 番（坂本英人君） いいよ。

議長（西 昭夫君） いいですか。

5 番（坂本英人君） 大丈夫。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。7 番、由本議員。

7 番（由本好史君） 7 番、由本です。

3 条の 2 項に規定されております給水人口並びに給水量について、今後、人口がますます減少するということが予想されますが、この数字はどのようになるのか教えてください。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

給水人口の見直しにつきましては、10 年から 20 年くらいのスパン、間で見直しとすることが望ましいとされております。おっしゃられるように給水人口の減などにより年々減少傾向にあり、これからも減少が続くことが当町のみならず全国的に予測されております。

ただ、当町の計画給水人口等につきましては、もともとの値が非常に低い数値となってお

ります。今回の条例設置時にも検討もしてみましたが、もしかしたら大きな企業さんが入られる、参入されるということも想定した中で、ある一定の給水量の余剰は見ておくべきと考えさせていただき、現状を維持した数値とさせていただいております。

御指摘もいただいておりますので、今後、現状に見合った給水量等に詳細に検討させていただきたいと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

附則で基金条例が廃止をされますが、これらの基金はどのようになるのか教えてください。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

地方公営企業会計につきましては、基本的に基金を持たないということになっております。一部例外がある市町村もあるとはお伺いはしておりますが、議案第50号のほうの剰余金の処分等に関する条例のほうの第2条におきまして、減債の積立金、利益の積立金、建設改良の積立金という項目がございますので、基金積立金、積み立てるのは決算のときにしかできないということですので、来年の当初予算につきましては、当初は基金を取り崩して現金を保有しているという形を取らせていただくこととなります。その決算において、各3つの積立金に積立てをさせていただきたいと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

今、議案第50号のほうで減債基金のほうで現金を持つみたいなお話をされておりますが、そういった積立金の規則というのは、どういうものになるのか教えてください。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） 失礼いたします。ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回、条例のみしかお出しできておりませんが、規則で詳しく何にどれだけ積み立てるといようなことを記載しております。後日また改めて機会を持ちまして、規則等を説明させていただけたらと思っております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。1番、向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

議案第49号に対して反対討論をさせていただきます。

公営企業は独立採算を原則とした枠組みとなっています。原則として、その費用は収入で賄うということになっております。特に生活困難者に対する支援、そうしたことの枠組み等が基本的には存在していない中、料金の引上げに進んでいくことが懸念をされます。そのことを表明しまして、議案第49号の反対討論とさせていただきます。

議長（西 昭夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

国に準じた形で公共事業を進めないといけないと。その中で会計を変えていくことが、今の時代に見合った流れやということとはよく理解しています。

先ほども言いましたように、やはりこの公営企業会計を取り入れた中では、利用者負担が増になる可能性が大いにやはり考えられるのは一つの懸念であると。

ただ、この近隣の市町含め笠置町がどうなっていくかという中で、自分たちの事業をしっかり見直せるという利点も大いにあると思っています。その中で、次、笠置町がどういう行動を取るか、ここが一番肝になっていると。ですので、その足がかりとして地固めをしていただきたいと思いますので、ぜひこの条例を大いに活用していただき、住民の暮らしがもっとも豊かになるように努めていただきたいと思い、この思いを変えまして賛成討論にさせていただきます。

議長（西 昭夫君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで討論を終わります。

これから議案第49号、笠置町簡易水道事業の設置等に関する条例制定の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第49号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立多数です。したがって、議案第49号、笠置町簡易水道事業の設置等に関する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号の質疑を行います。議案第50号についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。1番、向出議員。

1番(向出 健君) 1番、向出です。

議案第50号について反対討論を行います。

議案第49号と同じように、この条例は公営企業化を進めるためのものであり、独立採算を基本的な枠組みとしています。このままでは水道料金の引上げが懸念をされます。そのことを表明いたしまして、反対討論とさせていただきます。

議長(西 昭夫君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) これで討論を終わります。

これから議案第50号、笠置町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例制定の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第50号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(西 昭夫君) 起立多数です。したがって、議案第50号、笠置町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

この際、休憩します。

休 憩 午前10時36分

再 開 午前10時50分

議長(西 昭夫君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

議長(西 昭夫君) 日程第9、議案第51号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長(中 淳志君) 議案第51号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件について提案理

由を申し上げます。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。

施行日は令和6年1月1日です。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 議案第51号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件について説明いたします。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、産前産後期間の保険税の免除措置が講じられます。

新旧対照表6ページを御覧ください。

第23条に1項を加えております。内容といたしましては、産前産後期間の保険税の免除措置については、出産する被保険者の均等割保険税、所得割保険税が対象となり、出産の予定日が属する月の前月から出産の予定日が属する翌々月の計4か月。多胎妊娠については、出産の予定日が属する3か月前からとなるため、計6か月を減額することとなります。

対象者の把握については、世帯主等からの届出に基づき免除を行うこととし、届書には国民健康保険税の納税義務者及び国民健康保険の出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号、出産の予定日、単胎妊娠または多胎妊娠の別を記載することとし、提出に当たり出産の予定日を明らかにすることができる書類。多胎妊娠の場合は、その旨を明らかにすることができる書類を添えなければなりません。届出については、出産予定日の6か月前から行うことができます。

なお、届出の規定にかかわらず、届書に記載する事項及び届出に添える書類の内容が確認できる場合は、届出を省略することができます。

施行日は令和6年1月1日です。以上で説明を終わります。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。議案第51号についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第51号は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者挙手）

議長（西 昭夫君） 挙手全員です。したがって、議案第51号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（西 昭夫君） 日程第10、議案第52号、令和5年度笠置町一般会計補正予算（第3号）の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第52号、令和5年度笠置町一般会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出総額16億5,093万7,000円に、歳入歳出それぞれ2,527万1,000円を追加し、総額を16億7,620万8,000円とするものです。

主なものは、給与改定に基づく職員人件費の増額、法改正に伴う戸籍システムの改修費等を計上しております。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。参事兼総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第52号、令和5年度笠置町一般会計補正予算（第3号）の件について説明させていただきます。

今回、先ほど町長が提案理由で申しましたとおり、2,527万1,000円を追加いたしまして、16億7,620万8,000円とするものでございます。

それでは、私のほうからは、歳入と総務財政課所管の歳出について説明をさせていただきます。

なお、各費目における給料、職員手当、共済費、報酬等人件費に係る項目につきましては、先ほど可決いただきました条例改正に伴う改定と人事異動による人件費のものでございますので、各費目での説明は割愛させていただきます。御了承ください。



それでは、まず8ページ、歳入から説明をさせていただきます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、社会保障・税番号制度システム整備費補助金で403万6,000円計上しております。マイナンバーカードの改修に伴う費用の補助となっております。

民生費国庫補助金、衛生費国庫補助金につきましては、それぞれの事業費の増加に伴う補助金額の増額となっておりますのでございます。

16款府支出金、2項府補助金、民生費府補助金、衛生費府補助金、こちらにおきましても、事業費の増に伴う府補助金の増加となっておりますのでございます。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金で656万7,000円を減額しております。後ほど説明させていただきます繰越金計上による減額としているものでございます。

3目ふるさと基金繰入金では、164万7,000円を計上しております。いこいの館修繕費に係る費用の繰入れとなるものでございます。

20款繰越金、1項繰越金、前年度繰越金といたしまして1,533万2,000円を計上し、合計で3,383万6,000円の繰越しとなっております。9月における決算認定に伴いまして、繰越金の全額を計上させていただいたものでございます。

9ページ、22款町債、1項町債、民生債で200万円を過疎対策事業債として計上しております。児童公園の遊具更新事業を過疎債の借入れの協議が整いましたので、200万円を計上したものでございます。

続いて、10ページからの歳出の説明をさせていただきます。

先ほど言いましたように職員人件費につきましては省略させていただきます。

11ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で電算システム管理事業でございまして、システムの負担金といたしまして、法改正に伴いましてシステム改修の負担金となっております。広域行政事業につきましては、相楽東部広域連合の負担金といたしまして、総務費分の2万円を計上しております。

3目財政管理費におきましては、財政管理事業で440万円の減額となっております。さきの補正予算におきまして電源立地地域の対策整備基金といたしまして、今年度、基金として積み立て、後年度に物品の購入を計画しておりましたが、本年度の事業内容の変更に伴いまして、ページめくっていただきまして12ページ、防災諸費で計上しております非常時用の給水タンクを購入することになりましたので、費目を組替えさせていただきました。基金

としては440万円でしたが、タンクといたしましては、概算見積りで500万円の計上としているものでございます。

同じくその防災諸費の中で防災事業といたしまして、システム改修等を計上しております。減額となっているものは操作卓、こちら議決をいただきました操作卓の更新事業で入札残が生じたので、190万円を減額しております。システム改修作業委託、ネットワーク設定変更業務というものにつきましては、防災行政無線の操作卓のほうから連携させるためのホームページ等の改修事業の分を計上したものでございます。

続きまして、ページ飛びまして、すみません、最後19ページになります。

8款消防費、1項消防費、1日常備消防におきまして、相楽中部消防組合の負担金の増額としております。相楽中部消防組合での費用負担の増額によるものでございます。

続いて、9款教育費、教育総務費、教育委員会費で57万5,000円の増額につきましても、相楽東部広域連合の負担金の増に伴う教育分の増額によるものでございます。

総務財政課の所管につきましては以上でございます。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 税住民課が所管いたします歳出について説明いたします。

12ページを御覧ください。

2款総務費、2項徴税费、2目賦課徴收费、賦課徴収事務におきまして、過年度税還付金として54万7,000円を計上しております。こちらは、事業年度、令和3年8月1日から令和4年7月31日の実績に応じて、令和4年分として中間納付された分が令和4年8月1日から令和5年7月31日の実績により還付となったもので、不足する分を計上しております。

続きまして、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳事務におきまして、システム改修委託料として363万円を計上しております。マイナンバーカードへの氏名の振り仮名及びローマ字表記に対応するための改修費用となります。

続きまして、17ページを御覧ください。

4款衛生費、2項清掃費、1目塵芥処理費、広域行政事業におきまして相楽東部広域連合分担金といたしまして95万7,000円を計上しております。令和4年度の精算等によるものです。以上で説明を終わります。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） それでは、保健福祉課が所管いたします歳出予算について御説

明させていただきます。

13ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。障害者自立支援給付事業のうち障害児入所給付事業で61万5,000円を計上させていただいております。令和4年度の精算による国庫支出金返還金として61万2,000円を計上いたしております。障害者自立支援給付事業で508万1,000円を計上させていただいております。

次のページ、14ページを御覧ください。

システム改修費として82万5,000円。これにつきましては、令和5年度中に改修を要する経費ということで計上させていただいております。また、令和4年度の国庫の確定に伴う返還金として国庫支出金返還金を423万9,000円を計上させていただいております。それから、障害者自立支援医療費給付事業並びに地域生活支援事業につきましても、令和4年度の確定に伴いましての返還金として、それぞれ2万8,000円、1万4,000円を計上いたしております。

続きまして、4目の老人福祉費でございます。繰出金事業につきましては、特別会計の補正予算に伴う介護保険への繰出金107万7,000円の減額、それから後期高齢者医療への20万1,000円の増額を計上いたしております。それから、福祉医療事業でございます。重度心身障害老人健康管理費助成事業ですが、支出見込みに伴います増額を計上させていただいております。健管を取得された方で入院される方が増えたことが要因の一つではないかと考えております。

続きまして、15ページ下段をお願いいたします。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございます。

16ページに飛びまして、そのうち子育て世帯生活支援特別給付金事業でございます。それにつきましては、実績確定に伴う返還金として20万円を計上させていただいております。

それから、2目の保育園費では、保育所事業で22万7,000円を計上させていただいております。食糧費で支出見込み増に伴う計上でございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費でございます。母子保健事業として5万円を計上いたしております。出産・子育て応援交付金事業ということで、現在、予算を全て支出しております。次の届出があったときのための1名分を計上させていただいております。

以上で保健福祉課が所管いたします歳出予算についての説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（石川久仁洋君） 商工観光課が所管します歳出について説明をいたします。

12ページを御覧ください。

上段、2款総務費、総務管理費、企画費、需用費、笠置いこいの館管理運営事業で164万7,000円の補正でございます。内容につきましては、いこいの館再建改修計画を作成する上で、浴室までの正常な送水を行い、関係機器の状態を確認することが必要となります。現在、いこいの館駐車場脇に設置されております源泉施設内において、源泉くみ上げ後の温泉処理ろ過ポンプ、動力制御盤、温泉処理水加圧給水ポンプにおいて異常が確認され、送水できない状態にあります。まずは、正常な送水を行うために、温泉処理ろ過ポンプ等の修繕が必要となります。送水パイプラインの確認状況の確認などを行うための修繕料として補正予算を計上するものでございます。

次に、18ページを御覧ください。

中段、6款商工費、観光費、負担金、補助及び交付金、観光事業で30万円を計上しております。内容につきましては、2024笠置さくらまつりの町負担金でございまして、9月29日に開催されました四季彩祭実行委員会で、令和6年3月30日に実施が決定いたしましたので、補正予算として計上するものでございます。町が負担いたします主なものといたしましては、広報費や会場設営費などでございます。

以上、商工観光課が所管します歳出予算の説明を終わります。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。

議案第52号の質疑につきましては、歳入全体を一区切り、歳出については1款ごとに区切って質疑を行います。

議案第52号についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。まずは、歳入に関する質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

そしたら、9ページの22款町債、3目の民生債で、児童公園等遊具更新事業ということで200万円が計上されております。これは15ページの3款民生費、1目児童福祉総務費に80万円、16ページの2目の保育園費に120万円が充当されておりますが、どうしてこれらの児童公園等遊具更新事業なのか、またどうして今の時期なのか、そのあたりの説明を求めたいと思います。

議長（西 昭夫君） 総務財政課担当課長。

総務財政課担当課長（森本貴代君） 失礼をいたします。ただいまの由本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

なぜ今の時期なのかというところでございますが、児童公園の遊具の更新事業につきましては、歳出のほうは当初の予算のほうで確定をいただいたところではございますが、ただいま過疎対策事業債をはじめまして起債につきましては、2次の協議を行っているところでございます。1次協議のところ、当初予定しておりました事業については同意を得ているものでございますが、そちらのほうの金額、事業費の精査というところも今やっております。事業の精査をさせていただきますと、過疎対策事業債以外のところでも事業費の確定がありまして、起債の同意をいただいたところから配分いただけるというところから少なくなるというふうに見込んでおるところです。

その中で、2次協議の中で、何かやはり財源を確保したいというところで、京都府のほうともいろいろ相談させていただきまして、前回、除去事業について少し説明をさせていただいたところですが、この児童公園の遊具の除去についてというのは、起債のほうを活用できないかというところを相談させていただいていたところなんです。その中で除去以外のところの修繕の部分も、活用していただけるという回答を京都府のほうからいただきまして、こちらとしましては、1次協議で配分をいただけたけれども、事業費の精査で減額になる見込みの部分だけでも財源の確保をさらにどこかでしたいという思いから、今回、2次協議に上げさせていただくという予定で、この補正予算を計上させていただいた次第でございます。聞き苦しくてすみません。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

それでは、次に、8ページなんですけど、ふるさと基金の繰入金、これが164万7,000円ということで、いこいの館の管理運営事業の修繕料に充てられておるんですけども、このふるさと基金の充当できるのは、3つの事業が上がっているんですけども、今回はどの事業に該当するのか教えてください。

議長（西 昭夫君） 答弁は誰ですか。参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員の御質問でいただきましたどの部分というところですけども、ふるさと基金条例の第5条の中で、基金を処分できるものとして記載させていただいておりますが、こちら文言といたしまして、まだ改正なりできていないところとなっております。

第1号はもうありませんので、使っていないところがございますが、文言的に言うと、第3号の部分で対応したというところで答弁にさせていただきたいと思います。

今、申し訳ございません。内容につきましては、まだ不適切なといいますか、現在の状況に対応していない部分がありますので、改正が必要であったらなと今改めて見て思っておりますので、今後対応させていただきます。

第5条におきましては、第3号、もしくは第2項に置く不足額というところで対応させていただいているというふうに御理解いただけたらありがたいです。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

この基金条例を見まして、この事業どれに当たるんだろうなと思ったんですけども、先ほどおっしゃってました3号というのは保養センター等整備事業というもので、また2号につきましては、財政が著しく不足する場合というようなことです。このあたりちゃんと整理をしてもらわな駄目だと思うんですね。

また、この2項については、今年は普通交付税がかなり入るということで、当初から1億6,000万円ぐらいですか——の増になっていまして、そこからまだ増額補正もされていないですね。令和4年度の決算からしても、まだ6,000万円の余力があると。その上、政府は、まだ6,000億円も配分を増やすというような報道もされているわけですよ。それからいっても、これには該当しないと思われるんですね。そのあたりちゃんと整理をさせていただきたいと思います。

それで、今回、このふるさと基金164万7,000円、充当後の残高を教えてください。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（石川久仁洋君） 由本議員の御質問にお答えしたいと思います。

ふるさと基金の残高でございます。令和4年度決算残額が4,260万2,782円、それに令和5年の当初予算、ふるさと基金繰入額が1,199万2,000円、それに今回の12月補正繰入額164万7,000円を差し引きまして、5年度決算見込額といたしましては2,896万3,782円を見込んでおります。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員から御質問いただいておりました、御質問というか、御指摘いただいておりました件につきまして、確かに第5条第2項におきましては、一時的な運用で処分するというと

ころで運用しております。

ふるさと基金条例、ふるさと基金につきましては、従前から運用といたしまして、いこいの館の財源として充当していくというふうな運用をしておりましたので、広義に取って保養センター等の整備というところで対応してきたところでございます。

今回、御指摘いただきましたので、条例改正なり文言改正をさせていただいて、適正な運用ができるように努めたいと思います。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

このふるさと基金というのは、いこいの館のためだけの基金ではないと思うんですよ。ですから、ほかの事業とかでも活用できるようなことをしていただかないと駄目だと思うんですけれども、そのあたりはどうなんでしょうか。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員から御質問いただきました件につきましてですが、総務財政課の課内の中でも、ふるさと基金を全て充当するというところにちょっと疑問といいますか、検討が必要ではないかという話はしております。

おっしゃいましたようにほかの事業にも充当する。また、ほかの財源があるのであれば、それをそのまま充当できるのではないかというところも考えたこともありますので、今、御質問いただいた内容も踏まえ、今後の財源充当につきまして検討させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

議長（西 昭夫君） 質疑の途中ですが、暫時休憩します。

休 憩 午前11時23分

再 開 午前11時35分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

先ほど由本議員から御質問いただきました件につきまして、私、答弁に不足が生じております。御混乱を招いてしまったと思いますので、改めて説明させていただきます。

ふるさと基金条例第5条におきまして、基金を処分して充当する事業といたしまして3つの事業を掲載しております。従前から笠置いこいの館の改修、整備等、それから運用につきまして、この基金を充当して事業を進めていたところ です。

この第5条の中にあります第1項第3号、保養センター等整備事業というところを活用いたしまして、いこいの館の運営に充当していたところでございますが、それ以外の項目につきまして、既に必要のないものも含まれたままとなっております。文言的にいこいの館の運営に充当する保養センター等というところで、運用もしておりますし、今後もそれで進めるということに支障はございませんけれども、現行の適切な文言に今後、修正が必要ではないかということを思いましたので、そういう意味で条例改正も考えているというところを説明させていただいたところでございます。

今まで間違った運用というところではありませんけれども、現状に応じた形での文言整理というところに対応したいと思っておりますので、以上、補足の説明とさせていただきます。  
議長（西 昭夫君） ほかに歳入についての質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 次に、歳出の質疑に入ります。

まずは、1款議会費の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで1款議会費の質疑を終わります。

2款総務費の質疑を行います。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

11ページの2款総務費、1項総務管理費、3目財政管理費で積立金で440万円を減額し、12ページの8目防災諸費で非常時給水タンク500万円が計上されております。当初で基金を3年間積立てをし、給水車を購入するといった説明があったかと思いますが、この給水車につきましては、もう要らないということによろしいのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

給水車のほうも今後必要となります。ただ、今回の京都府さんとの電源立地の交付金の内容の協議といたしますか、中で、タンクは認められる内容であると。ただ、給水車については、事業の趣旨に沿ってないのではないかという疑義がありましたので、そこを説明させていただいた中で、後年度対応できるようにしたいと思っております。

給水タンクにつきましては、電源立地地域の交付要綱の中でも十分対応できるものという



ふうにお返事いただいております。

自動車の購入につきましては、慎重な検討なりを進めさせていただいた中で、次年度以降、積み立てて対応していけるものか。単費、または単年度での購入になるものかというところをもう少し京都府さんと詰めさせていただけたらと思っております。

購入については、いずれの時期かに、長年使っている車ですので、更新が必要というふうを考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで2款総務費の質疑を終わります。

次に、3款民生費の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで3款民生費の質疑を終わります。

次に、4款衛生費の質疑を行います。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

17ページの4款衛生費、5目環境衛生費、簡易水道特別会計繰出金が91万円の減額ということになっています。これは簡易水道会計の公債費の元金償還財源の補填分と人件費の財源充当分ということでしょうか。そのあたりの説明をお願いいたします。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

簡易水道特別会計の繰出金でございますが、前年度の繰越金の額が確定いたしましたので、一般会計にお戻しさせていただくという形になっております。

議員おっしゃられたように、起債の償還なり人件費の補填分という形でお戻しさせていただきます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで4款衛生費の質疑を終わります。

次に、5款農林水産業費の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで5款農林水産業費の質疑を終わります。

次に、6款商工費の質疑を行います。質疑はありませんか。5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

商工費、観光費の観光事業、さくらまつりに先ほど使うというお話でしたが、どのような事業内容でお考えなのかお聞かせいただきたい。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（石川久仁洋君） 坂本議員の御質問にお答えしたいと思います。

内容につきましては、現段階では日程以外、具体的なものは決まっておらないのが現状でございます。前年度ベースではございますけれども、前年度の2023の事業内容を報告させていただきます。

笠置キャンプ場内のふれあい広場におきまして、特産品等の販売、お花見茶席の開設、ステージ発表、フォトコンテストの表彰式、併せて桜のライトアップが観光協会主催で20日程度で開催されております。

2024年の開催につきましては、1つでも新しい取組や創意工夫ができるよう努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） 1つ思うのは、なぜやりたいことがないのにお金の算出ができるのかと、笠置町の観光事業に対してはいつも問うてるつもりです。

前年度ベースということであれば、前年度は何がよくて、何が悪かったのか。改善点、それから来年度は何がしたいのかということが一切ないのか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（石川久仁洋君） 昨年度の反省点といたしましては、子供向けの体験コーナーであったり、ステージイベントの開催が不足していたといいますか、こういうことを次年度はやったらいいんじゃないかということが出ていました。

また、さらに、現在も数点、町内の事業者さん等も出店していただいているわけなんですけれども、そういった出店者を募ることによりまして、来場者の増加と商品販売の拡大に努めていきたいというような流れを持っております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） 1つ思うのが、今、全てにおいて物価高ということは、もう全国民が承知のとおりだと思うんですけれども、笠置のこういう予算って大きく変わらないんですよ。何でやろうなと思うんですよ。全てのコストが上がっていると。せやけど、イベント費用は

いつも同額と。内容云々かんぬんがどこから算出されているのかが全く理解ができないと思うんですよ。

端的に僕、今回も参加させていただきましたが、何が目的なのかがいまいまいちよくつかめないと。桜咲いていますよね。桜のところでにぎわいを創出するからさくらまつりと呼ばれているのか、何のためにがいま一つ分かりにくいと。

事業の在り方も、観光協会が主催でやってくれておりますが、本当に笠置のこれから先のイベントの在り方、広報の仕方、現在進められている鍋フェスタですかね、その情報も一切まだ上がってきていないと。それに対して380万円の予算を組んでいると。この現状がとても僕は公共事業としてバランスが悪いと思うんですよ。

この時期に予算組むが、内容はいまだ未確定と。そこがもう僕、入り口、出口間違っちゃうのかなと思うんですよ。もうちょっと戦略を持って、何のために来てもらって、また来年来てもらえる理由。そして、誰のためになっているのか。町の人のためになっているのか。観光客のためになるのか。何のためにそのイベントが存在するのかをきっちりロジックとして持っていて、議会で予算計上するときは提案していただきたい。こういう仕組みづくりがないので、笠置町のイベントって事業で終わっちゃうんですよ。

観光施策として、じゃ、この四季の桜というのは何を提案したいんですかと。何が笠置の強みなんですか。その辺がこの30万円が生きるか死ぬんかの話やと思うんですよ。課長、その辺いかがお考えでしょうか。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（石川久仁洋君） この予算を提案するに当たりまして、坂本議員のほうからもいろいろと今のような趣旨、目的なりコンセプトなり、その事業に対してどう考えるかということは、今までもいろいろお話を聞かせてもらったところです。

私もこの予算を計上するに当たっていろいろ、このさくらまつりとは、どういう趣旨といえますか、どういう目的なのかというのを考えました。課内でも話をしたところです。

そこで、当然、提案目的にもあるんですけども、笠置がほかに誇れるもの、豊かな自然の代表資源というのは、やはりこの一つが桜ではないかというふうに考えます。今年もきれいに咲きましたということで、町内外の方にこのイベントを通じて、お披露目できる機会ではないかというふうに考えます。

一方で、観光資源のこの美しい時期に、町内事業者の出店で事業内容等をPRするとともに、集客イベント、集客する、出店のPRをする集客イベントとして、笠置さくらまつりに

取り組んでいきたいというふうに思い、事業の実施の目的というふうな整理をして、今回の補正予算に計上させていただいたところでございます。

啓発等、まだまだ検討していかな部分あるかと思えますけれども、またそういった面も十分考慮しながら事業を進めてまいりたいと思えます。よろしく申し上げます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで6款商工費の質疑を終わります。

次に、7款土木費の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで7款土木費の質疑を終わります。

次に、8款消防費の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで8款消防費の質疑を終わります。

次に、9款教育費の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで9款教育費の質疑を終わります。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号、令和5年度笠置町一般会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第52号は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第52号、令和5年度笠置町一般会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（西 昭夫君） 日程第11、議案第53号、令和5年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第53号、令和5年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の件について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額6,334万5,000円に、歳入歳出それぞれ23万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,358万円とするものです。

主な内容は、給与改定による人件費の増額によるものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） 失礼いたします。

それでは、議案第53号、令和5年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の件について御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、給与改定が主な内容となっておりますので、まず歳出を先に御説明させていただきます。

8ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費におきまして、職員人件費において合わせて23万5,000円を計上させていただいております。給与改定によるものでございます。

続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。7ページをお願いいたします。

順番が前後いたしますが、中段、2段目の5款繰越金ですが、前年度、令和4年度繰越金の額の確定により74万7,000円を上げさせていただいております。

一番下の段でございます。6款諸収入、2項雑入におきまして、消費税等還付金で39万8,000円を計上しております。令和4年4月1日から令和5年3月31日までの課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告により還付金が発生したものでございます。

最後に、一番上の段、一般会計繰入金でございます。先ほどの繰越金及び雑入合わせました114万5,000円に、歳出の人件費分23万5,000円の差額91万円を減額計上、一般会計へのお戻しをさせていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。議案第53号についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありますか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

先ほども一般会計のほうでお聞きしたんですけれども、この一般会計繰入金の起債の元金償還財源の補填分なんですけど、これは公債費の元金償還金に当たるものではないんでしょうか。その点お聞きしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

一般会計からの繰入金につきましては、簡水会計のほうで水道使用料だけでは賄い切れていません。一般会計繰入金としまして、人件費の補填分並びに公債費の元金償還分に充てさせていただきます名目で繰入金として頂いております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

ですから、ここが減るということは、公債費の元金の償還金というのが減らないんでしょうか。今、課長がそういうような話をされたのかなと思うんですけれども、その点お聞きしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） すみません、一般会計からの繰入金というところでちょっと御説明させていただきます。

由本議員おっしゃいました財源の充当のところでのお話かと思うんですけれども、一般会計からの繰入金も一般財源としてになりますので、財源が一般会計の繰入金から使うのか、自前の繰越金、一般財源として使うのかということだけですので、内訳としては一般財源で変わらないというところで、何の計上もしていないというところです。よろしいですかね。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

ですから、公債費の元金償還金が減るから、ここの一般会計からの繰入金の起債の元金償還財源が要らないというような説明やったのかなと思ったんですけれども、そうではないんですかね。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

財源補填といたしましては、一般会計から不足分、人件費と同じように繰入れをしておりますが、当初で予算組みましたときも、財源補填分の財源内訳としては一般財源としての扱いになっているので、その財源が何かしら、繰入金から繰越金に変わるというところはあ

りますけれども、歳出の中で一般財源のそもそも入り元といいますか、出す先の項目自体は、特段ここで指定するわけではないので、一般財源という大くくりの中で動いただけであって、項目として予算書に何か出てくるというものではないというところです。

議長（西 昭夫君） 由本議員。質問の趣旨に沿った答弁になっていないのであれば、追加質問は認めますけれども。

休憩取りましようか。ここで休憩します。

休 憩 午前 11時 59分

再 開 午後 1時 00分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

執行部側に申し上げます。答弁は分かりやすく丁寧をお願いします。

答弁を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） 失礼いたします。由本議員の御質問に言葉足らずの答弁となり、大変失礼いたしました。再度お答えさせていただきます。

公債費の元金自体に変更はございません。一般会計繰入金におきましては、人件費や起債の元金の償還の財源に係る補填不足分といたしまして繰入れをお願いしているところでございます。

今回の補正につきましては、簡水会計において前年度の繰越金や雑入において歳入がございましたので、そちらで対応することができましたので、繰入れいただいている一部を一般会計へお戻しさせていただくものでございます。よろしく願いをいたします。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号、令和5年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第53号は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第53号、令和5年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（西 昭夫君） 日程第12、議案第54号、令和5年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第54号、令和5年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額2億9,759万5,000円に、歳入歳出それぞれ139万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億9,619万8,000円とするものです。

主な内容は、給与改定による人件費、介護サービス等諸費や償還金及び還付加算金等を計上しております。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） それでは、議案第54号、令和5年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件について御説明をさせていただきます。

7ページを御覧ください。

歳入につきましては、歳出の保険給付費等に対する法定の公費負担等になっておりますので、細部の説明については省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、1款保険料、1項介護保険料で1目第1号被保険者保険料で188万1,000円の減額をさせていただきます。

3款国庫支出金では、1項国庫負担金で188万1,000円の減額。

2項国庫補助金では36万5,000円の減額をさせていただきます。

また、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金では、2号被保険者の負担分として237万5,000円を併せて減額させていただきます。

5款府支出金では、1項府負担金で117万6,000円の減額。

2項府補助金では9万9,000円の計上をさせていただきます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金では、介護給付費等の町負担分として107万7,000円の減額を計上させていただきます。



また、7款繰入金、2項基金繰入金では977万1,000円の計上をさせていただいております。

それから、8款繰越金、1項繰越金では1,703万円の計上をさせていただいております。これにつきましては、令和4年度の実質収支額の残額を繰越金と計上させていただいております。

続きまして、9ページをよろしくお願いたします。

歳出でございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費では、2目地域密着型介護サービス給付費で18万6,000円を計上させていただいております。今年度支出見込額による補正となっております。

7目特例居宅介護サービス給付費では1,057万3,000円の減額をさせていただいております。これにつきましては、基準該当事業所が令和5年2月末で廃止されたことに伴い、月遅れの請求等発生する可能性があったため、一定期間様子を見ておりましたが、精算が終わりましたので、今回、減額補正をさせていただいております。

2項介護予防サービス等諸費では、1目介護予防サービス給付費で74万円を計上いたしております。今年度の支出見込額による補正となっております。予防訪問看護と予防福祉用具貸与の件数の増加が要因と考えております。

また、4目介護予防サービス計画給付費については、先ほど説明させていただいたことに対しての支出見込額の補正となっております。

3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費で1目介護予防・生活支援事業費で61万円を計上させていただいております。要支援の方の訪問介護や通所介護に関わる費用として、今年度の支出見込額に伴う補正を計上させていただいております。

2目介護予防ケアマネジメント事業費では1万1,000円。

それから、3款の地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業では、それぞれ人事院勧告に伴う増として1万1,000円と12万6,000円を計上させていただいております。

それから、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金では726万1,000円を計上させていただいております。これにつきましては、4年度の国庫の確定に伴う返還金として計上させていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。議案第54号についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号、令和5年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第54号は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第54号、令和5年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（西 昭夫君） 日程第13、議案第55号、令和5年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第55号、令和5年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額6,737万3,000円に、歳入歳出それぞれ20万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,757万4,000円とするものです。

主な内容は、人間ドック委託料を計上しております。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） それでは、議案第55号、令和5年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件について説明をさせていただきます。

7ページを御覧ください。

まず、歳入の部でございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金で20万1,000円を計上させていただきます。事業費繰入金でございます。

続きまして、8ページ、歳出の部でございます。

4款保健事業費、1項保健事業費、1目健康増進推進事業費で20万1,000円を計上させていただきます。人間ドック委託料として20万1,000円を計上させていただきます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。議案第55号についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号、令和5年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第55号は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第55号、令和5年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（西 昭夫君） 日程第14、請願第1号、建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書の提出を求める請願書の件を議題とします。

お諮りします。請願第1号は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、請願第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

本件について紹介議員から趣旨説明を求めます。向出議員。

1番（向出 健君） 請願第1号、建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求

める意見書の提出を求める請願書の趣旨説明を行います。紹介議員として向出が説明をいたします。

地方自治法第124条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

令和5年12月14日。

提出者、全京都建築労働組合相楽支部支部長、徳山政廣。

紹介議員は、私、向出です。

内容を読み上げることをもちまして、趣旨説明に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書の提出を求める請願。請願趣旨。

2021年5月17日、最高裁判所は建設業従事者のアスベスト被害について、国の責任と大手アスベスト建材製造企業10社の賠償を認める判決を言い渡しました。

同判決等を踏まえ、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（建設アスベスト給付金法）が成立、2022年1月から国の抛出による建設アスベスト被害者に対する給付金制度が開始されました。

しかし、給付金支給対象者は限定されており、アスベスト建材製造企業による補償のあり方も定められていません。

また、大気汚染防止法等のアスベスト関連法の改正により規制が強化され、2022年4月から一定規模以上の工事は事前調査結果の報告が必須となり、2023年10月からは有資格者による事前調査が義務付けられました。

しかし、このように規制を強化しても、それを逃れるために違法行為が行われると、国民や建設業従事者の健康被害も心配されることから、アスベストに関する監視・指導体制の強化についても、併せて求められているところであります。ついては、国においては速やかに対策を求めるといえるものです。

請願項目としまして、1、アスベストによる健康被害者の治癒や進行抑制に効果のある治療法の研究・開発を促進し、そのための安定的な予算を確保すること。

2、建設アスベスト給付金法附則第2条に基づき、アスベスト建材製造企業による補償も含め、被害者の救済制度の充実を図ること。

3、アスベストに関する被害者の治癒を最優先し、隙間ない救済を図るため、被害者等の実態を把握し、適切に給付金制度の見直しを図ること。

4、大気汚染防止法による建物解体などにおける飛散防止対策について、地方公共団体が監視体制及び適正処理等の指導體制を強化するための財政支援を行うこと。

5、「住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物アスベスト改修事業）」について、レベル1建材のみならず、レベル2・レベル3建材も対象にするなど、建築物の所有者等に対する調査・除去費用の補助制度を拡充すること。

6、アスベスト被害を国全体の課題と捉え、国民や事業者に対し、アスベストによる健康被害、アスベスト関連法の改正の周知徹底を図ることに加え、飛散防止対策の実施状況調査を強化すること。

以上につきまして、国に対して「建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書」を提出していただけたよう請願いたします。以上です。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。請願第1号についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから請願第1号、建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書の提出を求める請願書の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

請願第1号は、採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、請願第1号、建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書の提出を求める請願書の件は採択することに決定しました。

---

議長（西 昭夫君） これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第2日目は12月21日午前10時30分から会議を開きますので、御参集願います。通

知は省略します。

本日は御苦労さまでした。

散 会 午後1時20分